

天災は 忘れた頃に やってくる



しかし
未来は
変えられる

なぜ地震に対する備えが必要なのでしょうか？

1 地震を知る

地震はいつどこで起こるかわかりません。
もし大地震が発生したら、どうなるか考えてみましょう。



また大きな地震がくるのでしょうか

県内でも再び大きな地震が起こる可能性があります。

でも跡取りもいないし、このままでいいんです

ご家族が遊びに来ている時に地震が起きたら？
ご近所さんの迷惑にもなりませんか？

詳しくはP3～P4をご覧ください



2 家の強さを知る

大地震が起きた時、あなたのお宅は大丈夫ですか？
専門家に家の強さを調べてもらいましょう。



過去の地震でも倒れなかったからうちは大丈夫！

これまでの地震で家が傷んでいる可能性もあります。
大丈夫かは専門家が調べなければわかりません。
専門家による耐震診断を安価に受けることもできます。

詳しくはP5～P6をご覧ください



3 安全策の方法を知る

大切な命と財産を守るために、早期の安全対策をご検討ください。



家が倒れる前に逃げるから

震度6弱以上の地震では立っていることも困難です。
地震で家が歪んだら扉などは開かなくなります。

対策をしても助からないかも

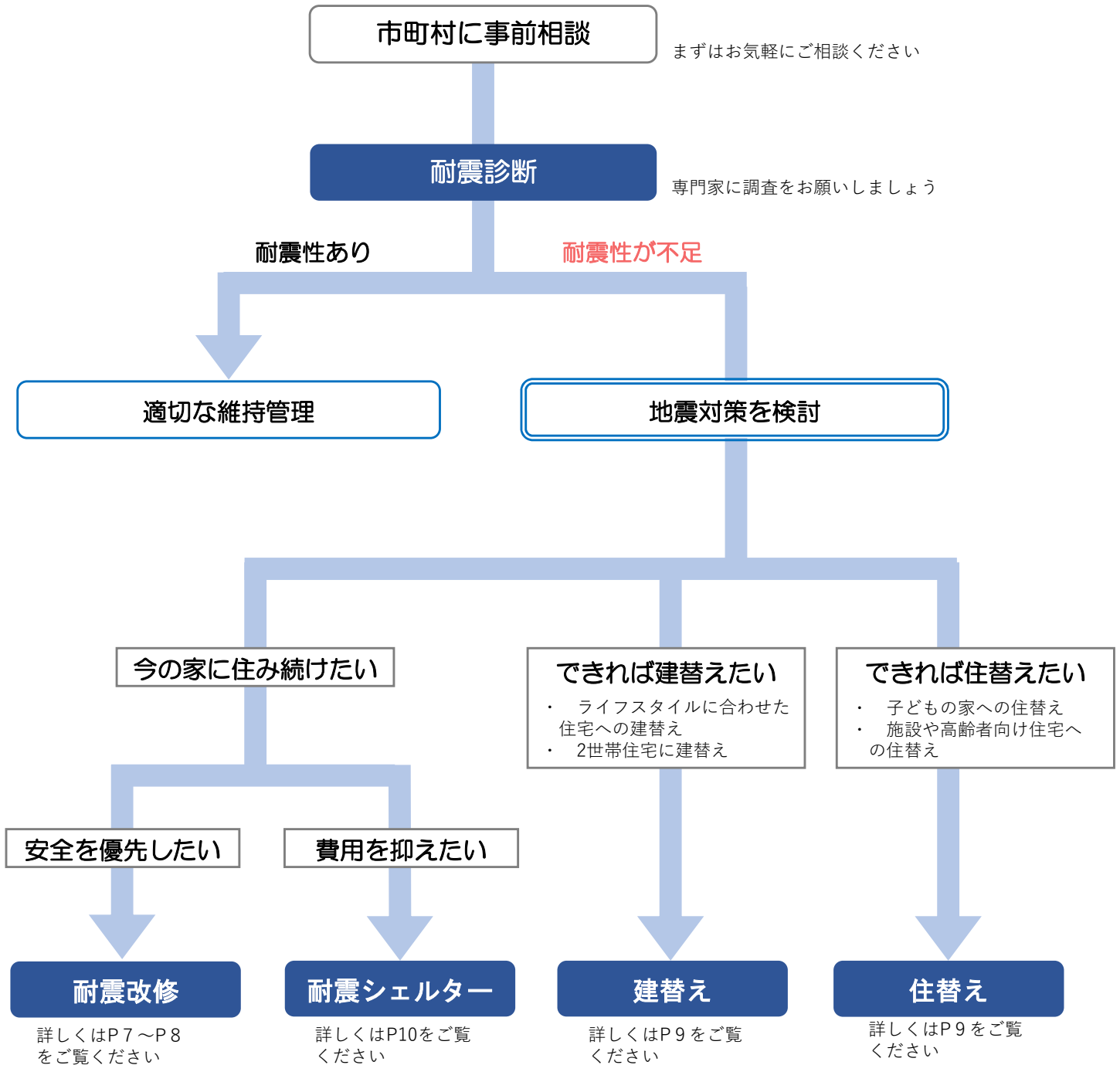
地震はいつどこで起こるかわかりませんが、対策をとることで安全性を確実に向上させることはできます。





県及び市町村では、住まい方や予算に合わせた様々な対策方法を提案しています。ご希望に沿った対策方法に活用できる支援制度もあります。

○ 地震対策の方法



耐震改修をした人の声

耐震化したことで長年の不安が解消されました！



バリアフリー改修にあわせて耐震工事を実施したことで、将来に向けての安心感を得ることができました！

(60代・二人暮らし)

この機会にすまいの地震対策を検討してみませんか。

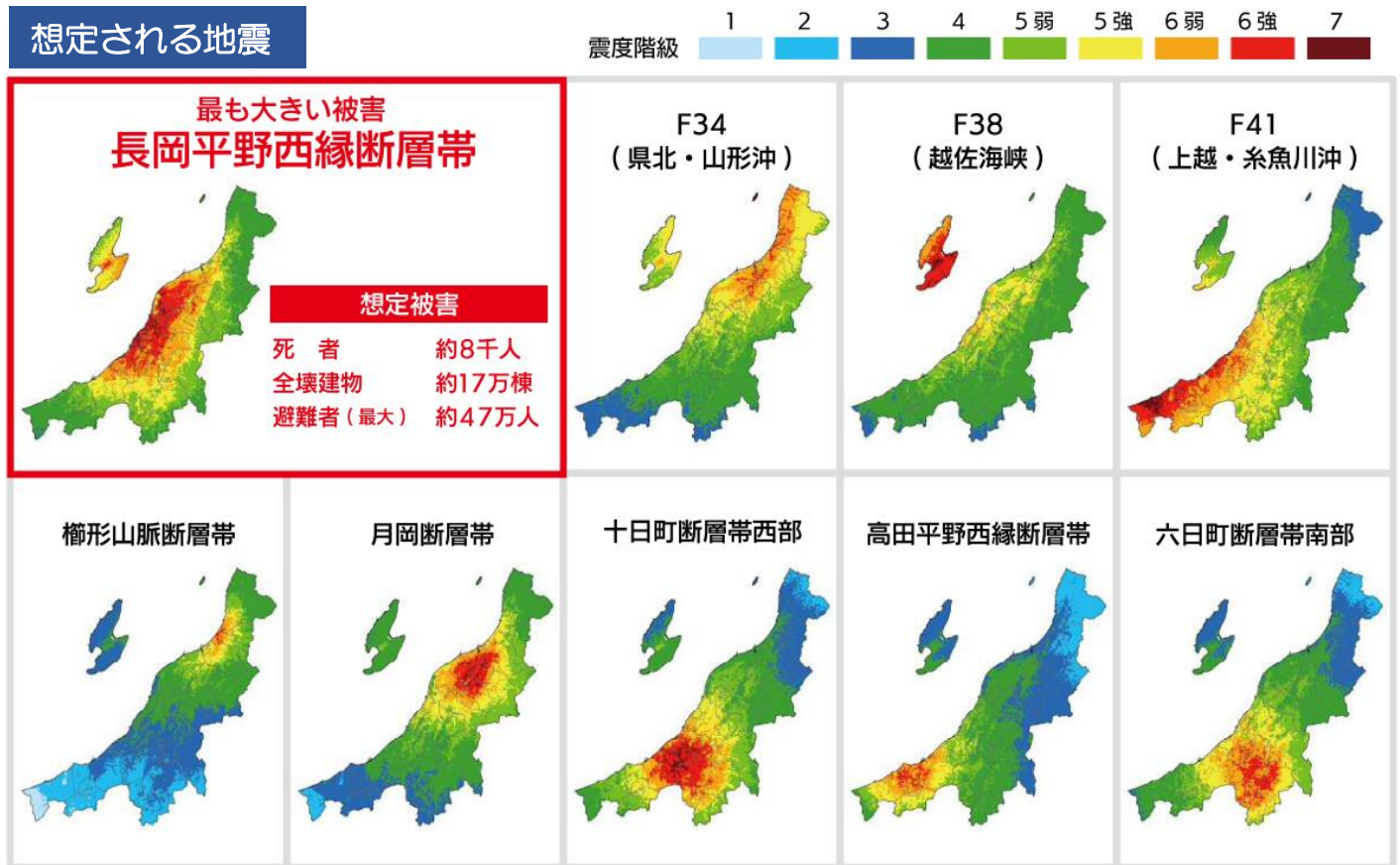
1 地震を知る

○ 県内で想定される地震

新潟県では、県内で発生する可能性がある9つの大きな地震を想定し、建物被害や人的被害などについて、科学的な知見に基づいて予想しました。

その結果、9つの地震の中でも、新潟市沖合から小千谷市にかけて延びる「長岡平野西縁断層帯」を震源とする地震による被害が最も大きく、県内の死者数は阪神・淡路大震災よりも多い約8千人、建物の全壊は東日本大震災よりも多い約17万棟と予想されます。

県内どこでも大きな地震が発生する可能性があります



想定される被害

想定被害(抜粋)		単位	F34 (県北・山形沖)	F38 (越佐海峡)	F41 (上越・糸魚川沖)	榊形山脈 断層帯	月岡 断層帯	長岡平野 西縁 断層帯	十日町 断層帯 西部	高田平野 西縁 断層帯	六日町 断層帯 南部
建物 被害 (全壊)	揺れ	棟	17,842	31,056	40,751	2,040	64,374	112,678	32,513	9,092	15,248
	液状化	棟	1,271	825	1,030	299	1,290	1,743	702	312	528
	土砂災害	棟	125	168	575	9	112	653	564	179	412
	津波	棟	1,280	1,329	1,155	-	-	425	-	6	-
	火災	棟	15,917	3,337	8,395	19	43,454	55,746	3,297	1,607	267
合計	棟	36,436	36,715	51,906	2,367	109,230	171,244	37,075	11,196	16,455	
人的 被害	死者	人	2,029	2,766	3,045	134	5,006	7,920	2,160	615	1,008
	負傷者	人	33,534	25,770	22,349	2,098	25,804	56,922	16,035	6,597	9,424

※ 人的被害は冬深夜強風時シーンの値、それ以外は冬18時強風時シーンの値

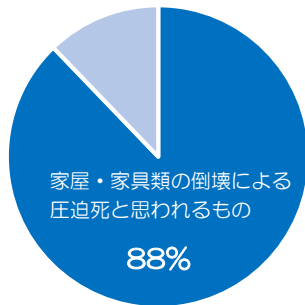
※ 合計値は小数点以下の取扱いにより値が合わない場合がある

※ 被害量は、各地震において想定されるいくつかの地震動パターンの最大の地震動を各地点ごとに選択し、算定した集計結果である

○ S56年5月以前に建築された住宅は特に地震による倒壊のおそれがあります

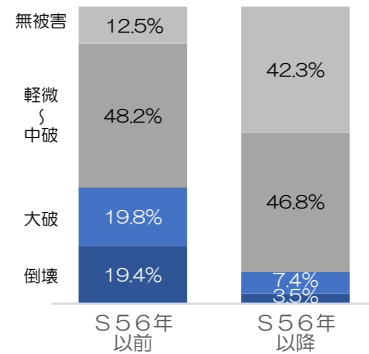
阪神・淡路大震災で6,434人も多くの命が奪われ、そのうちの約9割が家屋等の倒壊によるものでした。また、過去の地震ではS56年5月以前に建築された住宅において大きな被害がみられています。

阪神淡路大震災の死亡原因



出典：兵庫県警察本部の資料

建築時期による木造住宅の被害状況(令和6年度能登半島地震)



出典：国土交通省の資料

○ 地震で自宅が倒壊してしまったら



- ・ 消防車や救急車の通行障害になるかもしれません
- ・ 避難路を危険にさらすかもしれません



- ・ お隣の家を損傷させるかもしれません
- ・ 火災の発生や延焼の原因になるかもしれません

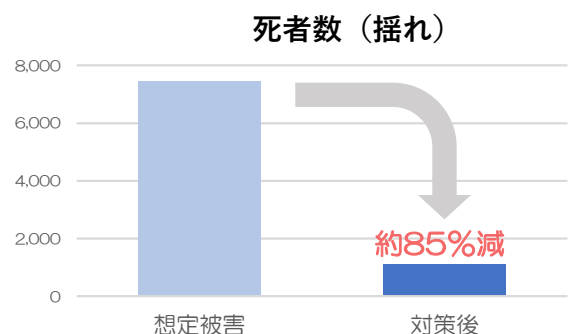
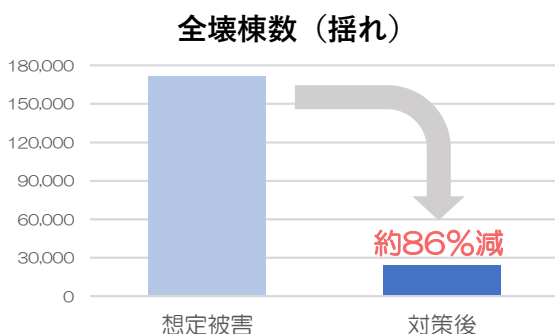


- ・ 避難所での生活が長くなるかもしれません
- ・ その後も仮設住宅などでの生活が待っています

○ 事前対策による減災効果

揺れに弱い古い建物の耐震改修や建替えを100%行った場合、被害を大幅に減らすことができると試算されています。

耐震化の減災効果



出典：新潟県地震被害想定調査結果報告書

事前の対策で未来は変えられます

2 家の強さを知る

○ 耐震診断とは

建築士などの専門家が図面や実際に家を目で見て、耐震性（地震に対する強さ）を診断します。耐震診断を行う事で「どの部分が地震に弱いのか」「どの程度地震に耐えられるか」「補強工事が必要か」を知ることができます。

耐震診断はすまいの健康診断です



住宅の状況や地域性を考慮して、耐震診断を行う専門家が目視確認する範囲が決定します。床下や天井をのぞいて、筋交いや金物の有無を確認したり、劣化状況を確認します。建築時の図面があると、より正確な耐震性を診断することができます。

○ 耐震診断への補助制度

県及び市町村では、安価に耐震診断が行えるよう補助制度を整備しています。

補助対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅

補助額：各市町村の要綱による（裏表紙参照）

耐震診断費の参考例

120㎡の家を補助（市町村で全額補助）を活用して耐震診断した場合

診断費用

約 9万円



自己負担

0円



（注意） 補助額は市町村によって異なるため、一部自己負担が発生する場合があります。

○ 耐震診断の流れ

STEP1 条件を確認して診断を申し込み



お住いの市町村に、耐震診断の補助を申し込みます。
各市町村には担当課に相談窓口が設置されていますので、まずはお気軽にお電話ください。

STEP2 申請書類の準備



市町村に連絡されますと、建築士会が耐震診断士を斡旋します。
耐震診断士と相談しながら申請書類を作成し、市町村窓口に出します。

STEP3 耐震診断を実施



申請書類の提出後、市町村から決定通知書が送られてきます。
通知書の受領後、耐震診断士による現地調査を行い、調査結果を基に家の耐震性を算出します。

STEP4 耐震診断の結果を受領



耐震診断士から耐震診断結果の説明を受けます。
耐震性が不足する場合、改善するための補強案も提案されます。

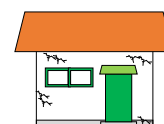
耐震診断の結果を確認しましょう

耐震診断の結果は「上部構造評点」という数値で表されます。
上部構造評点が高いほど地震に強いことを意味し、上部構造評点が1.0未満の場合、大地震時に倒壊のおそれがあります。

大地震時の被害想定を目安

被害 \ 震度	5弱	5強	6弱	6強	7
無被害	1.0 1.3	1.3			
小破	0.4 0.7	1.0	1.3		
中破		0.7	1.0	1.3	
大破		0.4	0.7	0.7 1.0	1.3
倒壊			0.4	0.4	0.7 1.0 0.4

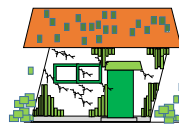
耐震改修を行うことで上部構造評点が上がります。
大地震時において住宅の倒壊を防ぐだけでなく、家の被害を少なく抑えることができます。



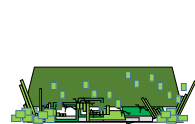
小破



中破



大破



倒壊

出典：国立大学法人名古屋工業大学高度防災工学センター

3 安全策の方法を知る

○ 耐震改修

既存住宅の壁や基礎を補強することで、地震に対する強さを上げることができます。代表的な補強方法は次のとおりです。

耐力壁補強

壁内部に筋交いを設けて、耐震性を高めます。



金物補強

筋交いが外れないように筋交いや柱の端部や、床下の一部を金物で補強します。



筋交い端部の金物補強



柱端部の金物補強



床下の金物補強

基礎補強

既存の基礎を鉄筋コンクリート製の基礎で補強します。



耐震改修は保険ではなく被害を未然に防ぐワクチンです

○ 工事費の目安

耐震改修にかかる費用は、もともとある耐震性（耐震診断の結果による上部構造評点）と家の大きさに影響を受けます。

工事費の目安として、全国の平均的な工事費を次に示します。

（注意）お住いの地域の積雪量や、家の状態などによっては下記の金額より高くなる場合があります。

木造住宅（2階建て）の工事費の目安（上部構造評点を1.0まで上げた場合）

※延べ面積：各階の床面積の合計

診断結果	住宅の延べ面積※								
	75㎡	100㎡	125㎡	150㎡	175㎡	200㎡	225㎡	250㎡	300㎡
0.7	100万円	110万円	120万円	140万円	150万円	160万円	170万円	180万円	190万円
0.5	120万円	140万円	160万円	180万円	190万円	200万円	220万円	230万円	250万円
0.3	150万円	170万円	190万円	210万円	230万円	240万円	260万円	270万円	300万円

出典：一般財団法人日本建築防災協会

○ 耐震改修への補助制度等

補助制度

市町村が実施している耐震改修補助事業等を活用することによって、自己負担を抑えることが可能な場合があります。

補助対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅のうち耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

補助額：各市町村の要綱による（裏表紙参照）

補強設計
最大 10～15万円

耐震改修
最大 65～170万円

優遇税制

① 所得税の特例措置

耐震改修に係る標準的な費用から補助金等の額を控除した金額の10%が所得税額から1年間控除されます。（令和7年12月31日まで）

② 固定資産税の減額

工事完了年の翌年度分（1年間）の家屋にかかる固定資産税が減額されます。（令和8年3月31日まで）

詳しくは、国土交通省ホームページを御確認ください。



所得税控除
最大 25万円

固定資産税控除
最大 1/2

○ 建替え

耐震性が不足する住宅を建替えることも、地震対策の有効な手段の一つです。

ご自宅の老朽化により建替えを検討されている方は、早期の対応をお勧めします。



例 2世帯住宅に建替え

新築に活用できる補助制度

一定の条件を満たす住宅を新築する場合、補助金を活用することができます。

(事業名)	(主な補助要件)	(補助額)
ZEH補助金	・高い省エネ性能を有する住宅	最大 110万円
子育てグリーン住宅支援事業	・子育て世帯または若者夫婦世帯 ・一定の省エネ性能を満たす住宅 ・事業に登録された事業者が工事するもの	最大 160万円
雪国版ZEH等導入促進補助金	・一定の断熱性能等を満たす住宅及び設備	最大121.5万円
新潟県産材の家づくり事業	・一定の新潟県産材を活用した住宅	最大 76万円

○ 住替え

築年数が経過した住宅は、ライフスタイルと合っていない場合もあります。

ご自身のライフスタイルに合わせた、耐震性のある住宅への住替えという方法もあります。



例1 子どもの住宅に住替え



例2 小規模な賃貸住宅に住替え



例3 高齢者向け住宅に住替え

建替え又は住替えに伴う除却補助制度





補助対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅のうち耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの、又は、市町村が定める簡易耐震診断の結果、倒壊の恐れがあると判断されるもの

補助額：各市町村の要綱による（裏表紙参照）



除却

最大 30～
60万円

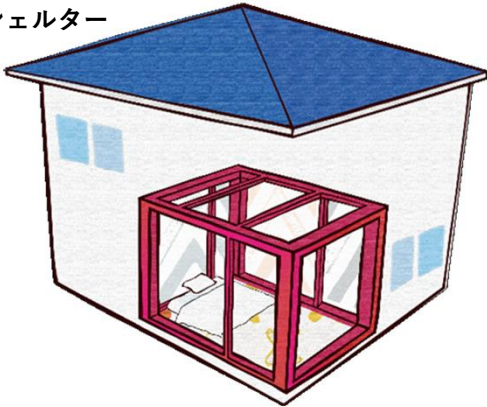
対象住宅	想定される補助利用パターン	補助対象の可否
①  居住中 旧耐震	現在、人が住んでおり、 <u>除却</u> し、建替える。	○
②  居住中 旧耐震	現在、人が住んでおり、 <u>除却</u> し、住み替える。	○
③  空き家 旧耐震	空き家を購入し、 <u>除却</u> し、建替える。	○
④  空き家 旧耐震	空き家を <u>除却</u> し、更地にする。	×

○ 耐震シェルター

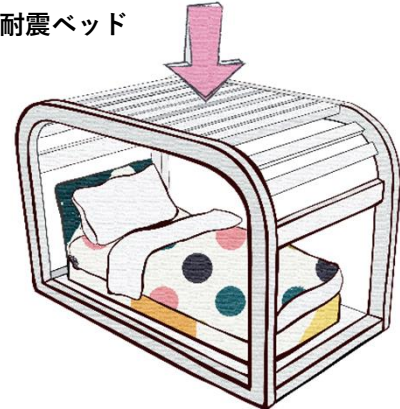
「耐震シェルター」とは、万が一住宅が倒壊しても、居住者の生命を守る一定の空間を確保することができるよう、室内に設置する避難小屋です。一般的には、耐震改修に比べて短い工期で安価に設置することが可能です。

寝室や居間などに設置する4畳半から6畳程度の「耐震シェルター」のほかにも、ベッド周辺のみを保護する「耐震ベッド」などがあります。

耐震シェルター



耐震ベッド



(注意) 「耐震シェルター」や「耐震ベッド」には、住宅の地震に対する強度を上げる効果はありません。

補助制度

市町村が実施している耐震改修補助事業等を活用することによって、自己負担を抑えることが可能な場合があります。

補助対象：昭和56年5月31日以前に建築された木造の一戸建て住宅のうち耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満のもの

補助額：各市町村の要綱による（裏表紙参照）

耐震シェルター

最大 10～110万円

耐震シェルターを設置した方の意見

高齢のため、**最低限、命を守る**ことができればいいと思った。



改修工事費の捻出は難しいが、耐震シェルターなら工面できると思った。

(70代・二人暮らし)

○ その他の安全対策

地震によって大きな家具が転倒すると、家具の下敷きになったり、避難の支障となるおそれがあります。

大きな家具は、壁に固定したり寝室や扉の近くには設置しないなどの対策を講じることをお勧めします。



家具固定のポイント



- 強度のある金物などを使う
- 壁には棧などの下地にビス止め
- 積み重ね家具は上下も固定

家具の転倒防止策については、総務省消防庁のホームページに詳しい記載がありますので参考にしてください。

総務省消防庁
ホームページ



身近なところから事前対策を実施しましょう

市町村問い合わせ先一覧

ご不明な点は、お住まいの市町村または下記にお問い合わせください

(令和7年4月)

No	市町村名	担当課	連絡先	木造住宅耐震補助					木造住宅 除却補助 (建替え又は住替え を伴うもの)	ブロック塀補助
				耐震診断	耐震補強設計	耐震改修		耐震シェルター等		
						全体改修	部分改修			
個人負担額 ※1	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額	補助額上限額				
あ	阿賀町	建設課	0254 - 92 - 5765	診断費の1割 ※2	—	65万円	—	—	—	—
	阿賀野市	建設課	0250 - 61 - 2480	無料	—	100万円	—	10万円 (20万円)	—	15万円
	粟島浦村	産業振興課	0254 - 55 - 2111	—	—	—	—	—	—	—
い	出雲崎町	建設課	0258 - 78 - 2296	1万円	—	75万円	(40万円) ※5	(40万円)	—	10万円
	糸魚川市	都市政策課	025 - 552 - 1511	無料	—	140万円	—	20万円	30万円(45万円)※7	10万円
う	魚沼市	都市整備課	025 - 793 - 7991	1万円	—	140万円	(30万円)	(30万円)	—	10万円
お	小千谷市	建設課	0258 - 83 - 3514	1万円	—	140万円 ※6	(60万円)	(40万円)	—	—
か	柏崎市	建築住宅課	0257 - 21 - 2291	1万円	—	140万円	—	—	45万円	15万円
	加茂市	建設課	0256 - 52 - 0080	—	—	—	—	—	—	—
	刈羽村	建設課	0257 - 45 - 3919	—	—	—	—	—	—	—
こ	五泉市	都市整備課	0250 - 43 - 3911	診断費の1割 ※2	—	140万円	(70万円) ※5	—	—	—
さ	佐渡市	建築住宅課	0259 - 67 - 7403	13,6万円まで無料	—	115万円	(70万円) ※5	(30万円)	30万円	10万円
	三条市	建築課	0256 - 34 - 5727	1万円(無料)	—	140万円	—	30万円	—	15万円
し	新発田市	建築課	0254 - 26 - 3557	無料	—	120万円	(100万円)	(40万円)	—	15万円
	上越市	建築住宅課	025 - 520 - 5783	無料	—	140万円 ※6	(80万円) ※5	(30万円)	30万円	—
せ	聖籠町	ふるさと整備課	0254 - 27 - 2111	無料	—	100万円	—	—	—	—
	関川村	建設課	0254 - 64 - 1479	1万円	—	100万円	(60万円)	—	—	—
た	胎内市	地域整備課	0254 - 43 - 6111	無料	(13.5万円)	115万円	(50万円)	(30万円)	30万円	15万円
	田上町	地域整備課	0256 - 57 - 6223	1万円	—	65万円	—	—	—	—
つ	津南町	建設課	025 - 765 - 3116	1万円	—	100万円	—	—	—	—
	燕市	営繕建築課	0256 - 77 - 8282	無料	—	120万円 (140万円) ※3 ※6	(60万円) ※5	(30万円)	50万円	—
と	十日町市	都市計画課	025 - 757 - 9935	1万円	—	120万円	—	30万円	30万円	—
な	長岡市	建築・開発審査課	0258 - 39 - 2226	1万円	—	140万円 ※4	(100万円) ※4	(40万円) ※4	—	15万円
に	新潟市	建築行政課	025 - 226 - 2841	設計(診断を含む) 補助上限額25万円 ※8		140万円 (170万円) ※4	80万円 (100万円) ※4 ※5	(30万円) ※4	50万円	15万円
み	見附市	都市環境課	0258 - 62 - 1700	1万円	10万円	90万円	(70万円) ※5	30万円 (40万円)	30万円	15万円
	南魚沼市	都市計画課	025 - 773 - 6662	無料	—	140万円	—	—	30万円	—
	妙高市	建設課	0255 - 74 - 0026	無料	—	140万円 (150万円) ※6	100万円 (110万円) ※5 ※6	100万円 ※9 (110万円)	50万円 (60万円)	—
む	村上市	都市計画課	0254 - 53 - 2111	1万円	—	100万円	(60万円)	—	—	—
や	弥彦村	防災むらづくり課	0256 - 94 - 1022	—	—	—	—	—	—	—
ゆ	湯沢町	建設課	025 - 784 - 4852	1万円	—	140万円	—	—	—	—

補注 () は、高齢者・障がい者等居住世帯の場合の個人負担額および補助上限額を示す。

- ※1 耐震診断においては、住宅規模が大きい場合、個人負担額が異なる場合があります。
- ※2 ただし、9万円が上限。
- ※3 建替えを行う場合は、上限110万円(条件により補助額上限額が変わります)
- ※4 全体改修工事、部分耐震改修工事、耐震シェルター等設置と同時にその他のリフォーム工事を行う場合、+20万円。
- ※5 部分改修後に追加して耐震改修を行う場合は、出雲崎町で+35万円、五泉市で(+70万円)、上越市で(+60万円)、新潟市で+60万円(+70万円)、見附市で(+30万円)、燕市で(+80万円)、佐渡市で(+45万円)、妙高市で+40万円。
- ※6 全体改修工事と耐震補強設計を一体で取り組むこととし、補助対象経費に補強設計費を含む。
- ※7 居住誘導区域内への建替え、住替えに伴う除却は上限45万円
- ※8 設計のみの場合は15万円
- ※9 防災ベッドは、30万円(40万円)



新潟県耐震改修促進協議会
(事務局) 新潟県土木部都市局建築住宅課

950-8570 新潟県新潟市中央区新光町4番地1
TEL 025-280-5461(直通)/FAX 025-285-6840

